

○千葉県いすみ環境と文化のさとセンター管理規則（平成6年12月22日規則第79号）

千葉県いすみ環境と文化のさとセンター管理規則

平成六年十二月二十二日
規則第七十九号

改正 平成一一年一月二八日規則第八九号 平成一八年 一月二〇日規則第二号
平成二一年 七月一七日規則第六七号

千葉県いすみ環境と文化のさとセンター管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県いすみ環境と文化のさとセンター設置管理条例（平成六年千葉県条例第三十七号。以下「条例」という。）第八条及び第十条の規定により、千葉県いすみ環境と文化のさとセンター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一八年規則二号・二一年六七号〕

（指定管理者の指定の告示）

第二条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年規則二号〕

（開館時間）

第三条 博物展示施設の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて開館時間を変更することができる。

一部改正〔平成一八年規則二号〕

（休館日）

第四条 博物展示施設の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

一 定期休館日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日にかかる場合は、その翌日）

二 年始休館日 一月一日から一月三日まで

三 年末休館日 十二月二十九日から十二月三十一日まで

四 臨時休館日 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が休館を必要と認めた日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる休館日であっても、知事の承認を受けて博物展示施設を開館することができる。

一部改正〔平成一八年規則二号〕

（利用者の遵守義務）

第五条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センター内において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 センターを損傷し、又は汚損しないこと。

二 木竹を伐採し、又は木竹若しくは植物を損傷しないこと。

三 鳥獣及び昆虫を捕獲しないこと。

四 土石の採取その他土地の形質を変更しないこと。

五 指定管理者が指定した場所以外の場所で、たき火又は炊事をしないこと。

六 指定管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れないこと。

七 指定管理者が指定した場所以外の場所で喫煙し、又は飲食しないこと。

八 他の利用者の利用の妨げとなる行為をしないこと。

九 指定管理者が指定した場所以外の場所にごみその他の汚物を捨て、又は放置しないこと。

十 その他公共の保安、衛生、風紀上障害となる行為をしないこと。

一部改正〔平成一八年規則二号〕

（利用の禁止又は制限）

第六条 指定管理者は、センターの保全又は利用者の安全性の確保のため必要な範囲内においてその利用を禁止し、又は制限することができる。

2 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該利用者に対しその利用を停止することができる。

一 条例第六条第一項又は第二項の規定による許可を受けないで、同条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 前条の規定に違反したとき。

一部改正〔平成一八年規則二号〕

(許可の申請等)

第七条 条例第六条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉県いすみ環境と文化のさとセンター内行為許可申請書(別記第一号様式)又は千葉県いすみ環境と文化のさとセンター内行為許可事項変更許可申請書(別記第二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第六条第一項又は第二項の規定による許可をしたときは、申請者に対し千葉県いすみ環境と文化のさとセンター内行為許可証(別記第三号様式)又は千葉県いすみ環境と文化のさとセンター内行為許可事項変更許可証(別記第四号様式)を交付するものとする。

一部改正〔平成一八年規則二号〕

(知事が管理する場合の特例)

第八条 条例第九条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項又は第四条から前条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、同項及び第四条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて開館時間」とあるのは「開館時間」と、第四条第二項中「知事の承認を受けて博物展示施設」とあるのは「博物展示施設」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第九条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に前条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により知事に対して行っている許可の申請とみなす。

3 条例第九条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により知事に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請とみなす。

追加〔平成二一年規則六七号〕

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成一八年規則二号・二一年六七号〕

附 則

この規則は、平成七年一月四日から施行する。

附 則(平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十八年一月二十日規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

3 改正後の千葉県いすみ環境と文化のさとセンター管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

4 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県いすみ環境と文化のさとセンター設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第八十三号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

（第七条第一項）

一部改正〔平成11年規則89号・18年2号〕

第二号様式

（第七条第一項）

一部改正〔平成11年規則89号・18年2号〕

第三号様式

（第七条第二項）

一部改正〔平成18年規則2号〕

第四号様式

（第七条第二項）

一部改正〔平成18年規則2号〕